

議第 27 号

下呂市基金条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

下呂市介護保険基金の活用範囲を拡大するとともに、下呂市ふるさと基金を廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(設置)			(設置)		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(1)～(8) (略)			(1)～(8) (略)		
(9) 下呂市介護保険基金	介護保険に係る保険給付、 <u>地域支援事業</u> 及び <u>保健福祉事業</u> に要する費用に不足を生じたときの財源に充てるため	介護保険特別会計の保険勘定において、決算剩余金を生じたときにその全部又は一部の額	(9) 下呂市介護保険基金	介護保険に係る保険給付 <u>及び</u> <u>地域支援事業</u> に要する費用に不足を生じたときの財源に充てるため	介護保険特別会計の保険勘定において、決算剩余金を生じたときにその全部又は一部の額
(10)～(14) (略)			(10)～(14) (略)		

改 正 後	改 正 前		
	(15) <u>下呂</u> <u>市ふ</u> <u>るさ</u> <u>と基</u> <u>金</u>	<u>地域経済振興、文化</u> <u>振興その他活性化を</u> <u>図るために要する費</u> <u>用に充てるため</u>	<u>市長</u> <u>が定</u> <u>める</u> <u>額</u>
<u>(15)～(28)</u> (略)			(16)～(29) (略)
2 (略)	2 (略)		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市介護保険基金の活用範囲を拡大するとともに、下呂市ふるさと基金を廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市における少子高齢化の進行や地理的要因といった構造的課題により、国が定める一律の制度のみでは、介護保険制度の目的達成が困難な状況であることから、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保健福祉事業を推進するため、下呂市介護保険基金の活用範囲を拡大し、その設置目的に「保健福祉事業」を加えます。

（第3条関係）

(2) 旧益田広域連合の「益田広域ふるさと基金」を引き継いで設けられた下呂市ふるさと基金について、令和元年度以降活用実績がなく、一定の役割を完了したもののとして廃止するため、当該基金を削ります。

（第3条関係）

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

（附則関係）